

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

オミクロン株に対応したワクチン接種が始まっています。既にお手元に届いている接種券で接種できます。



【オミクロン株対応ワクチン】

▼対象者(次の①②を満たす人)

①1、2回目接種を完了した12歳以上の人

②前回の接種から3カ月以上経過した人

※従来株とオミクロン株に対応した2価ワクチンは、1人につき1回の接種です。

【乳幼児ワクチン】

生後6カ月～4歳の乳幼児を対象としたワクチンが薬事承認されたことを受け、接種の準備を進めているところです。詳細は、町ホームページ(次のQRコード)を確認してください。



【インフルエンザワクチンとの同時接種】

インフルエンザワクチンとの同時接種が可能になりました。接種については、希望する病院に確認してください。

その他のワクチンは、引き続き13日以上の間隔を空ける必要があるため、ご注意ください。

【1、2回目接種が完了していない12歳以上の人へ】

1、2回目接種に使用している従来型ワクチンは、年内で国からの供給が終了される予定です。

年末年始の流行に備え、計画的なワクチン接種を検討しましょう。接種を希望する人は、左記までご連絡ください。

※接種場所は、福祉センターでの集団接種のみです。

【3回目接種を希望する5～11歳の人へ】

2回目接種から5カ月以上経過した人に接種券を送付します。接種を希望する人は、予約してください。

子育て・健康課健康増進係

☎985-4118

特定不妊治療の費用を助成します

【特定不妊治療費助成】

令和3年度に特定不妊治療(体外受精と顕微授精)を終了した人と、3年度以前に治療を開始し、4年度に治療を終了する人の治療費用の一部を助成します。

▼対象者 次の全てに該当する夫婦・愛媛県の特定不妊治療費助成事業の対象者であること

・夫婦のいずれかが松前町に1年以上住所を有していること

▼助成額

1回の治療につき上限5万円
※不妊治療費から県の助成額を除く残りの額で、1子ごと通算6回(初回交付時の治療開始日現在、妻の年齢が40歳以上なら3回)まで助成

▼申請方法 県の助成の承認を受けた日からおおむね6カ月を経過する日までに、必要書類を持参して申請してください。詳細は、町ホームページ(次のQRコード)を確認を。



▼申請先・問い合わせ

子育て・健康課健康増進係

☎985-4118

【不妊に関する相談】

相談は無料で、秘密は厳守します。

●愛媛県不妊専門相談センター

①電話相談

▼専用ダイヤル

080-7028-9836

②面接相談・メール相談

専用の相談受け付けフォーム(次のQRコード)で予約または申し込みしてください。



▼日時 毎週水曜日(祝日・年末年始を除く)13時30分～16時30分

▼場所 愛媛大学医学部附属病院内(東温市志津川454)

担当 医師、看護師

●愛媛県休日不妊相談ダイヤル

▼専用ダイヤル

080-4359-8187

▼日時 毎週土曜日(年末年始を除く)13時～17時

担当 助産師



「もしかして？」ためらわないで！ 189(いちやく) 11月は児童虐待防止推進月間



児童虐待を防止するためには、地域の皆さんが「子どもへの関心を持つこと」が重要です。

▼見逃せない子どもからのサイン

・いつも泣き声や叫び声が聞こえる

・原因不明のけが(あざ、やけど、打撲など)がある

・表情が乏しく元気がない

・態度がおどおどしている

・衣服や体が不潔である

・家に帰りがたらず家出をする

・理由もなく学校などを休む

虐待の早期発見は、子どもだけではなく、その親を救うことにもつながります。虐待かどうか迷う場合でも、ためらわず、まずは相談してください。

▼相談機関

子育て・健康課児童福祉係

☎985-4114

県福祉総合支援センター

☎922-5040

児童相談所 虐待対応ダイヤル

☎189

75歳以上の皆さんへ

歯科口腔健診を受けましょう



お口の健康は、食事や会話を楽しむためだけでなく、全身の健康にもつながります。ぜひ受診を。

▼対象者 愛媛県後期高齢者医療保険の被保険者

※6カ月以上継続して入院している人、障がい者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護保険施設に入所(居)している人は対象外

▼期限 令和5年2月28日(火)

▼費用 無料(1回限り)

▼受診方法

左記申込先に直接申し込んでください。確認後、クーポン券、受診票、質問紙などを送ります。その後、希望する協力歯科医院に予約の上受診してください。

▼申込先・問い合わせ

子育て・健康課健康増進係

☎985-4118

愛媛県後期高齢者医療広域連合

☎911-7739

65～74歳で一定の障がいがある人 後期高齢者医療保険に加入できます

後期高齢者医療保険は原則75歳以上の人を対象とした制度ですが、65～74歳で一定の障がいがある人も加入できます(障がい認定)。

後期高齢者医療制度に移行すること、保険料(税)や医療機関受診時に支払う自己負担額が安くなる場合があります。まずは個別にご相談ください。

▼一定の障がいとは

身体障がい者手帳1～3級、身体障がい者手帳4級の一部、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級・2級、障がい年金1級・2級

▼申請先・問い合わせ

保険課医療保険係

☎985-4107

結婚50年目のご夫婦をお祝いします

来年、金婚式を迎えるご夫婦のお祝いを、令和5年9月に行います。



に各校区の老人クラブ会長が福祉課地域福祉係までご連絡ください。

松前校区会長 今井 公昭

☎984-7018

北伊予校区会長 中野 良雄

☎090-6285-7763

岡田校区会長 郷田 照一

☎984-6511

福祉課地域福祉係

☎985-4232

出産後の不安や困り事の解消に 産後ケア事業を利用しませんか

産後に支援が必要なお母さんが安心して子育てできるよう、助産師による産後ケア事業を行っています。これは、病院、助産院や自宅で、産後のお母さんが心と体を休められるようケアを受けるもの。沐浴や授乳の仕方などの相談もできます。まずはお気軽にご相談ください。



▼対象者 次の①～⑤全てに該当する人

- ① 松前町に住民登録している産後4カ月未満の母とその赤ちゃん
 - ② 産後ケアの利用の必要性が認められる人
 - ③ 母子ともに自宅養育ができる人
 - ④ 家族などから家事や育児の十分な支援が受けられない人
 - ⑤ 心身の不調や育児不安がある人
- ※兄弟姉も一緒に利用する場合や施設独自のオプションを付ける場合などは、実費負担があります。

▼申請先・問い合わせ
子育て・健康課子育て支援係
はぐはぐ ☎985-4189

利用料は
無料です

▶利用できるケア

ケアの種類		食事	利用回数
短期入所型(ショートステイ)	1泊2日(10時～翌朝10時)	3食付き	合計 7回まで
通所型(デイサービス)	8時間以内(10時～18時)	1食付き	
居宅訪問型(アウトリーチ)	3時間以内(10時～17時)	なし	

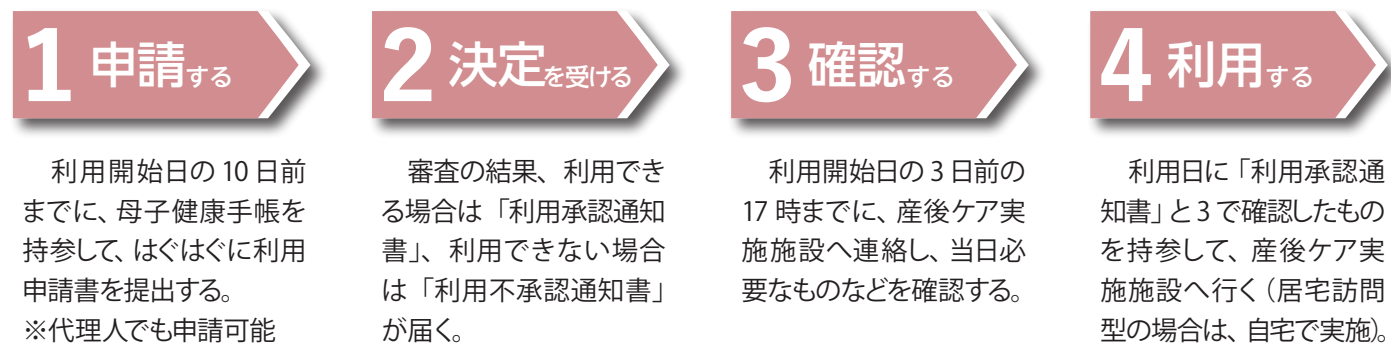
※ 利用開始日の前日17時以降(土・日・祝を除く)に利用日などの変更やキャンセルをする場合、キャンセル料が発生します。各施設へ直接支払う必要があります。

▶利用できる施設

施設名	所在地	電話番号	短期入所型	通所型	居宅訪問型
梅岡レディースクリニック	松山市竹原町1丁目3-5	943-2421	○	○	○
松山まどんな病院	松山市喜与町1丁目7-1	936-2461		○	
まつやま助産院	松山市中一万町2-1	945-6671	○	○	○
ハートレディースクリニック	東温市野田2丁目100-1	955-0082	○	○	
福井ウィメンズクリニック	松山市星岡4丁目2-7	969-0088		○	
松山赤十字病院	松山市文京町1番地	924-1111	○		
矢野産婦人科	松山市昭和町72-1	921-6507	○	○	
米本マタニティクリニック	松山市安城寺町537-1	978-7007	○	○	

※ 利用日は、各施設の休診日を除く日とします。詳しくは、各施設へお問い合わせください。
※ 松山赤十字病院は、新型コロナウイルス感染症対応のため、現在休止中です。

▶利用までの流れ



適切に使いましょう 子どもの医療費助成

子どもたちが健やかに成長し、経済的な面で安心して医療を受けられるよう、町では医療費を助成しています。

「子ども医療費受給資格証」を正しく使用し、適正受診を心掛けましょう。

▼適正受診のためのポイント

急病などやむを得ない場合を除き、時間外・深夜・休日の診療を控えましょう。

夜間や休日には子どもの体調が悪くなったときは、子ども医療電話相談「#8000」が便利。医師や看護師が、応急対処の方法や病院を受診すべきかどうかのアドバイスをくれます。詳しくは、まさきお役立ちカレンダーで確認を。



▼学校などの管理下で負傷した場合

登下校中、部活動中を含み、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金が優先です。子ども医療費受給資格証を使用せずに受診し、後日在籍している学校などを通じて給付金を申請してください(自己負担額と加算額が支払われます)。

▼ジェネリック医薬品の利用を

医療費を抑えるため、新薬と同じ効き目で価格の安い、ジェネリック医薬品の利用をお願いします。

☎985-4114

パートで働いている人へ パート収入と税金

夫が会社勤務、妻はパート収入だけの場合、パート収入は給与所得となり、年収から給与所得控除(最低55万円)を引いて求めます。

▼夫の配偶者控除・配偶者特別控除

妻のパート収入が103万円以下なら配偶者控除を、201万6千円未満なら配偶者特別控除を受けられます。ただし、夫の収入が1195万円を超える場合は受けられません。

▼妻の税金

パート収入が103万円以下なら所得税は課税されませんが、町県民税は課税されることがあります。町県民税には所得割と均等割があり、それぞれ課税される場合のパート収入額は下の表のとおりです。

配偶者のパート収入	93万円以下	93万円超 100万円以下	100万円超 103万円以下	103万円超 155万円以下	155万円超 201万6千円未満	201万6千円以上
配偶者控除※1		○			×	
配偶者特別控除※1		×		○	○※2	×
配偶者自身の課税	所得税		非課税		課税	
	町県民税	所得割	非課税		課税	
			均等割	非課税	課税	

※1 夫の給与収入が1,095万円超の場合は、段階的に控除額が減額します。
※2 配偶者のパート収入額に応じて、段階的に控除額が減額します。

不法投棄はやめましょう 農業用廃プラスチックの回収

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物です。農業をする人は「自らの責任」で適正に処理することが義務付けられています。

次のとおり回収しますので、きちんと分別して、資源を有効活用しましょう。

▶日時
12月6日④ 9時～11時

▶場所
伊予カントリーエレベーター(北伊予)
松山市農協岡田野菜集荷場(岡田・松前)

▶回収対象と分別方法

- ・塩化ビニール(農ビマークがあるもの)
※ 塩化ビニール製のひもで縛ること
※ パイプは45cm以下にカットすること
- ・ポリ、マルチ、肥料袋、洗浄済みの農業ポリボトル、マイカー線、灌水チューブ、育苗ポット、育苗箱、タイベック、寒冷紗、キャリー、ロールラップなど
※ 中身が見える袋に入れるか、マイカー線やポリ製のひもで縛ること
- ・糸入りビニール、畦畔シート、編み込みの肥料袋など

☎松山市農協資材部
☎968-1255

☎松山税務署・電話相談センター
☎985-4110
☎941-9121(所得税)

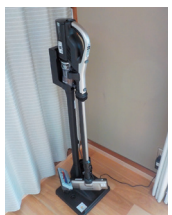
令和4年度

宝くじ助成事業で整備

自治総合センターの宝くじ受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業で、西高柳地区と出作地区に次のコミュニティ備品が整備されました。

西高柳

掃除機、冷蔵庫など



出作

複合機



☎町民課コミュニティ係 ☎985-4228

適切な課税を行うために
土地利用変更・家屋取り壊しの場合は届け出を

次の事由があったときには必ず届け出をしましょう。

▼土地の使い方が変わったとき
固定資産税は、毎年1月1日時点の現況で評価します。土地の使い方が変わった場合は、年内に税務課に届け出てください。

▼家屋を取り壊したとき
固定資産税の課税対象となる家

屋を取り壊した場合は、年内に松山地方税务局で建物滅失登記を行うか、役場に届け出る必要があります。届け出を忘れると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。

☎税務課資産税係
☎985-4111

第8回 まさき前産 産業まつり

たわわ祭

松前町の産業の恵みが集結する「たわわ祭」を開催します。出店企業やイベントの内容など詳しくは、11月上旬の新聞折り込みチラシか町ホームページで確認してください。

◆日時 11月12日(土) 10時～16時
13日(日) 10時～15時

※ 新型コロナウイルス感染症予防のため、変更または中止することがあります。

◆場所 まさき村周辺駐車場(エミフル MASAKI 敷地内)

◆内容 特産品などの展示販売、飲食店の実演販売、企業展、ステージパフォーマンス(ダンス、大道芸や子ども向けイベントなど)



たわわ祭に出店

まつまえ町物産展

姉妹都市である北海道まつまえ町の特産品を販売します。販売する商品は、変更になったり売り切れたりする場合がありますので、ご了承ください。



⑤松前漬
⑥マグロキムチ

販売する商品の一部

松前漬	ほっけ開き
マグロキムチ	するめ塩辛

(たわわ祭のこと)

☎産業課商工水産観光係 ☎985-4120

(まつまえ町物産展のこと)

☎総務課広報広聴係 ☎985-4132

新年のあいさつで、まちの魅力を発信 町のオリジナル年賀はがきを販売します

町の魅力をPRし、イメージアップを図るため、町のオリジナル年賀はがきを限定販売します。

▼販売開始日 11月21日(月)
※販売時間は平日の8時30分～17時です。

※予約受け付けはありません。

▼販売場所 役場3階 総務課
※郵便局での販売はありません。

▼販売枚数 限定1800枚

▼価格 1枚63円

▼販売の単位 10枚単位(一人100枚まで)

▼はがきの種類 無地

※インクジェット用はありません。



▼販売デザイン(イメージ)
※昨年度販売したデザインです。変更になる場合があります。

▼業務内容 検針機器による水道メーターの検針など

▼業務期間 毎月17日～23日の間

▼委託料 検針1件につき70円

▼募集人員 1人

▼応募方法 申込書と履歴書を提出してください(郵送不可)。申込書は町ホームページからダウンロードできるほか、窓口にあります。

水道メーター検針員を募集します

▼応募締め切り 11月14日(月)

※検針担当区域や件数など詳細は、お問い合わせください。

▼申込先・問い合わせ 上下水道課業務係
☎985-4126



国民年金保険料は、社会保険料控除の対象です

「社会保険料控除証明書」が送付されます

Q 控除証明書って何ですか

A 令和4年中に収めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。年末調整や確定申告で「社会保険料控除」の適用を受けるときは、控除証明書や領収書の添付・提示が義務付けられています。

Q 控除証明書は、いつ、誰に送られますか

A 令和4年1月1日～12月31日の間に、国民年金保険料を納めた被保険者本人に送付されます。送付時期は次のとおりです。

【9月30日までに納付した人】

10月下旬～11月上旬

【10月1日以降に納付した人】

2月上旬

年金Q&A

Q 大学生の息子の国民年金保険料を納めました。まとめて申告できますか

A 配偶者や子どもなどの負担すべき国民年金保険料を納めた場合、その保険料額も合わせて申告することができます。

Q 紛失した場合はどうすればいいですか

A 再発行ができますので、ねんきんダイヤルか年金事務所へお問い合わせください。

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
松山西年金事務所国民年金課 ☎925-5175
町民課住民係 ☎985-4106

冬のエネルギー消費量を減らそう 省エネのポイントを紹介します

冬のエネルギー消費量は、夏の2倍です。暖房器具を上手に活用するなど、工夫して省エネに取り組みましょう。

▼暖房器具の省エネのポイント

●エアコンの省エネ

- ・室温は20度を目安にする。
- ・2週間に1度はフィルター掃除をする。
- ・頻繁につけたり消したりしない。



・扇風機などを使って暖かい空気を循環させる。

※フィルター清掃による省エネは、ガスファンヒーターや石油ファンヒーターにも活用できます。

●電気カーペットの省エネ

- ・設定温度を低めにする。
- ・断熱マットを敷いて、熱が床に逃げないようにする。
- ・分割して温める機能がある場合は必要な部分だけ温める。

●電気こたつの省エネ

- ・設定温度を低めにする。
- ・上掛け布団と敷布団を併せて使う。

▼設定温度を変えましょう

電化製品の設定温度を1年中同じにしていますか。季節に応じて設定温度を変えて、賢く省エネしましょう。

●冷蔵庫の場合

夏は「中」、冬は「弱」に設定する。



▼熱を逃さない工夫を

寒い、暖かいなどの体感、室温以外に周囲の物の表面温度にも左右されます。厚手のカーテンを閉めたりカーペットを敷いたりするなど、家の中に冷たい場所をつくらないようにしましょう。

家族みんなで同じ場所で過ごすことも、手軽に行える省エネの一つです。この冬、家族団らんしながら省エネをして、地球にも家計にも優しく過ごしましょう。



問 町民課生活環境係

☎ 985-4117

松前の防災力

危機管理課危機管理係
☎ 989-5103
FAX 985-4148

万が一に備えて

愛媛県原子力防災訓練

松前町公式防災
フェイスブックページ



「愛媛県原子力防災訓練」が、10月12日、県内外で行われ、本町の訓練には防災業務関係者や伊方町民など約70人が参加しました。

この訓練は、地震が発生し、伊方原子力発電所で放射性物質の放出による原子力災害が発生した場合に備え、組織の枠を超えた協力体制の強化を図るとともに、原子力防災への理解を深めようで行われたものです。本町では、避難者、物資の受け入れ訓練などを松前公園体育館で、要配慮者の受け入れ訓練をケアハウスひまわり苑で実施。

訓練を通して参加者たちは、避難の在り方を考え、防災への意識を高めていました。



- ④感染症発生を想定し、体調不良者を別の部屋へ
- ⑥物資受け入れ訓練

